

事務連絡
令和7年7月9日

日本内航海運組合総連合会 ご担当者様

国土交通省海事局船員政策課
産業保健企画官

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

貴会におかれましては、平素から海事行政にご支援賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省において、熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日より施行されました。

船員については、船員労働安全衛生規則第61条により、高温状態で熱射又は日射を受けて行なう作業での必要な保護具や必要な措置について定めているほか、2025年度船員災害防止実施計画により、船舶所有者に対して作業環境管理、作業管理、労働衛生教育等の実施を求めているところです。

この度、改めて、熱中症予防に関し注意喚起を行いますので通知いたします。

つきましては、下記につき、船員の健康確保を図っていただきますよう、貴会の傘下会員への周知へのご協力をよろしくお願いいたします。

記

船員の熱中症予防に関する事項として、船員労働安全衛生規則第 61 条では「高温状態において熱射又は日射を受ける作業を行なわせる場合には、天幕その他の遮蔽物の設置、保護帽、保護眼鏡、保護衣、保護手袋等熱射又は日射による障害から防護するために必要な保護具の使用、塗布剤の使用等必要な措置を講じなければならない」と規定しております。

また、2025 年度船員災害防止実施計画では、船舶所有者に対し、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月厚生労働省策定）を参考に作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育等の実施を求めています。

船舶所有者の皆様におかれましては、各種規定に基づき、下記資料等を活用の上、改めて、熱中症の予防や安全衛生教育等、船員の熱中症予防を図っていただきますようお願いいたします。

- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月厚生労働省策定）
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/content/contents/000864401.pdf>
- 「船員の熱中症対策」（平成 28 年 6 月 2 日船員災害防止協会策定）
<https://www.sensaibo.or.jp/news/view/742>
- 「熱中症予防のための情報・資料サイト」（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/